

平成30年度「水力発電の導入促進のための事業費補助金(水力発電事業性評価等支援事業)」(二次公募)に係る
公募要領の平成30年度事業の一次公募の公募要領からの主な変更箇所について

ページ	項目	変更内容	備考
2	1-2-1 ①水力発電事業性評価事業 (1)要件	<u>⑦関連する補助事業で事業性評価を、原則、実施した地点でないこと。</u>	追記
3	1-2-1 ①水力発電事業性評価事業 (3)補助率、補助金額及び事業期間	事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、必ず、当初から複数年度事業として交付申請してください。	追記
6	2 実施方法	事業の実施については、「水力発電の導入促進のための事業費補助金(水力発電事業性評価等支援事業)交付規程」(以下「交付規程」という。)による他、この要領および経済産業省の補助事業事務処理マニュアルによることとします。	追記
7	2-6 補助事業の開始について	<u>ただし、見積依頼先および競争入札先は、発注する業務の実績がある事業者に対して行って下さい。</u> <u>ただし、当該年度の事業の完了日から翌年度の事業の交付決定日までの期間は補助対象外となりますので、複数年度契約で行う場合、補助対象期間と補助対象外期間は別契約としてください。</u>	追記
12	3-2 審査項目 ※採択しない事例	・その他事業計画に不明確や不確定な要素がある場合(調査許可等の見通しがついていない場合、水利権、所有者、地域住民等の許可・承認の見通しがついていない場合を含む)	追記
15	5-5 作成方法 (1)提出書類の種類	19の提出書類名 流況、使用水量、有効落差、発電出力の算定についての根拠資料	追記
21	【チェックリスト】	19の提出書類名 流況、使用水量、有効落差、発電出力の算定についての根拠資料	追記
27	3. 水力発電事業性評価事業 (2)補助事業の内容 b. 事業性評価調査の必要性と効果	表 (注)事業性評価調査で調査を実施しない場合には、事業性評価を判断するにあたり、不必要である理由を記載すること。	追加 追記
27	3. 水力発電事業性評価事業 (2)補助事業の内容 b. 事業性評価調査の内容	表 地質調査を実施する場合には、調査方法、地点、期間、本数、孔径、掘削深度について記載すること。 地形測量を実施する場合には、調査方法、地点、期間、測量面積、測量長、測量数等について記載すること。 流量調査を実施する場合には、調査方法、地点、期間、調査期間、調査方法、調査頻度について記載すること。	追加 追記
27	3. 水力発電事業性評価事業 (2)事業の実施場所 ・地形図:添付資料6のとおり。	注2)取水位、放水位の標高が判るようにすること	追記
28	3. 水力発電事業性評価事業 (2)事業の実施場所 ・現地写真:添付資料7のとおり	写真の撮影者(所属・氏名)と撮影日が判るようにすること。ただし、撮影者は申請者の所属であること。	追記
28	流況	・上記流況に記載の値の根拠は、添付資料8のとおり。 (注)添付資料8の根拠データを示す計測地点と水力発電所設置予定場所の関係を明確にすること(地図で位置関係と距離を示す)。	追記
29	(7)事業実施に関連する事項 ②実施上問題となる事項	各記載項目の削除(以下の本文を削除) ○建設予定の水力発電所で必要な水利権に関する許認可先との協議状況を記載し、さらに、その協議状況が判る書類も提出すること。 ・許認可先: ・協議状況: ・取得(予定)時期: ○建設予定の水力発電所に関する漁協について ・該当する漁協の有無: (該当する漁協があれば、協議状況を記載し、さらに協議状況が判る書類を提出すること。) ・漁協の名称: ・協議状況: ・水力発電所建設の承諾(予定)時期: ○建設予定の水力発電所に関する地域住民等との協議状況を記載し、さらに、その協議状況が判る書類も提出すること。(地域住民等との協議等が不要な場合は、そのことが判るようにすること。)	削除

ページ	項目	変更内容	備考
		表	追加
29	(7)事業実施に関連する事項 ②実施上問題となる事項	(注1)水力発電所の建設に対する水利権の許可申請については、その協議状況が判る書類等を添付し、具体的に記載すること。 (注2)水力発電所建設予定地に該当する漁業協同組合等がある場合は、発電所建設に対する協議状況が判る資料等を添付し、具体的に記載すること。 (注3)水力発電所建設予定地の土地所有者(管理者含む)に対しては、所有者毎に協議状況が判る資料等を添付し、具体的に記載すること。 (注4)水力発電所建設予定地の周辺地域住民に対しては、水力発電所建設についての説明または協議状況が判る資料等を添付し、具体的に記載すること。 (注5)その他、水力発電所建設の際に、問題となる事項があればその内容等を具体的に記載すること。 (注6)協議等が不要な場合については、その理由がわかるような書類を提出すること。	追記
29	(7)事業実施に関連する事項 ③その他特筆すべき事項	・地域振興に寄与する場合(具体的に記載すること) ・教育施設として利用する場合	追記
34	別紙6 (1)事業者(従事者名簿)	※人件費を計上する場合は、事業従事者名を記載するか、別添として従事者の名簿を添付すること。	追記
34	別紙6 (2)事業者内実施体制および役割分担	※業務管理責任者と経理責任者について記載すること。 ※様式第2に記載している担当者1、担当者2について記載すること。	追記
38	【チェックリスト】	19の提出書類名 流況、使用水量、有効落差、発電出力の算定についての根拠資料	追記
44	3. 水力発電事業性評価事業 (2)補助事業の内容 b. 事業性評価調査の必要性和効果	表	追加
		(注)事業性評価調査で調査を実施しない場合には、事業性評価を判断するにあたり、不必要である理由を記載すること。	追記
44	3. 水力発電事業性評価事業 (2)補助事業の内容 b. 事業性評価調査の内容	表	追加
		地質調査を実施する場合には、調査方法、地点、期間、本数、穴径、掘削深度について記載すること。 地形測量を実施する場合には、調査方法、地点、期間、測量面積、測量長、測量数等について記載すること。 流量調査を実施する場合には、調査方法、地点、期間、調査期間、調査方法、調査頻度について記載すること。	追記
44	3. 水力発電事業性評価事業 (2)事業の実施場所 ・地形図:添付資料6のとおり。	注2)取水位、放水位の標高が判るようにすること	追記
45	3. 水力発電事業性評価事業 (2)事業の実施場所 ・現地写真:添付資料7のとおり	写真の撮影者(所属・氏名)と撮影日が判るようにすること。ただし、撮影者は申請者の所属であること。	追記
45	流況	・上記流況に記載の値の根拠は、添付資料8のとおり。 (注)添付資料8の根拠データを示す計測地点と水力発電所設置予定場所の関係を明確にすること(地図で位置関係と距離を示す)。	追記
46	(7)事業実施に関連する事項 ③その他特筆すべき事項	・地域振興に寄与する場合(具体的に記載すること) ・教育施設として利用する場合	追記
50	別紙6 (2)事業者内実施体制および役割分担	※業務管理責任者と経理責任者について記載すること。 ※様式第2に記載している担当者1、担当者2について記載すること。	追記

平成30年度

水力発電の導入促進のための事業費補助金
(水力発電事業性評価等支援事業)

公 募 要 領

(二次公募)

平成30年8月

一般財団法人 新エネルギー財団

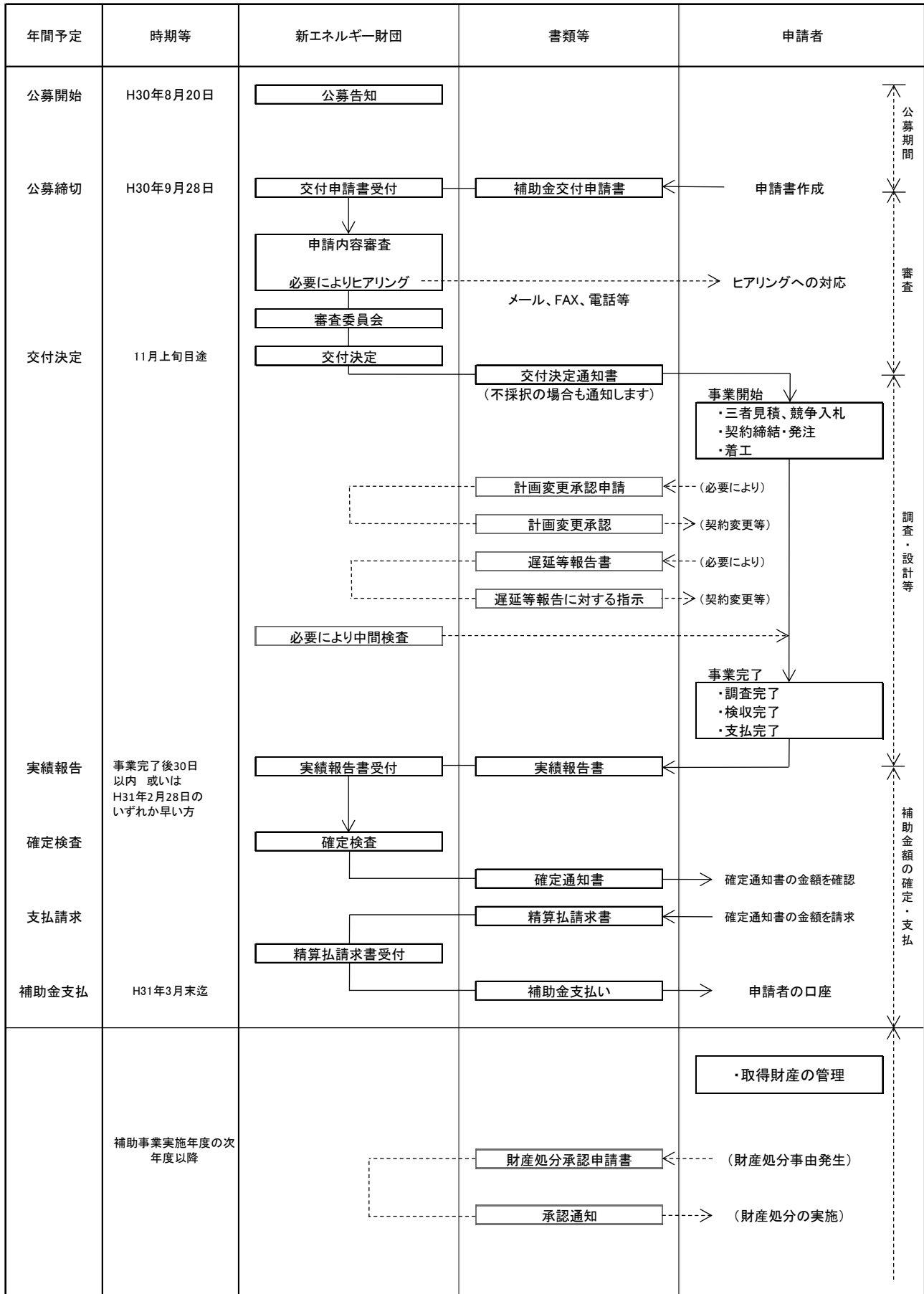
補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が一般財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 財団から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた調査等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について財団の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、財団として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
7. 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

手続きの一般的な流れ



目 次

1. 事業概要	1
1-1 事業目的・概要	1
1-2 予算額・補助事業の区分、事業スキーム	1
1-2-1 ①水力発電事業性評価事業	1
1-2-2 ②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業	3
1-3 複数年度事業について	5
1-4 その他	5
2. 実施方法	6
2-1 公募期間について	6
2-2 交付の申請について	6
2-3 交付決定について	6
2-4 採択結果の公表について	7
2-5 採択事業者向けの説明会について	7
2-6 補助事業の開始について	7
2-7 補助事業の計画変更について	8
2-8 補助事業の完了について	8
2-9 実績報告及び額の確定について	8
2-10 補助金の支払いについて	9
2-11 事業性評価について	9
2-12 取得財産の管理等について	9
2-13 罰則・加算金等について	9
2-14 産業財産権の届出について	10
2-15 収益納付について	10
2-16 暴力団排除について	10
2-17 個人情報の取り扱いについて	11
3. 審査	12
3-1 審査方法	12
3-2 審査項目	12
4. お問い合わせ先	13
5. 申請方法	14
5-1 公募期間	14
5-2 書類提出先	14
5-3 提出方法及び提出期限	14
5-4 提出書類の作成方法	14
5-5 作成方法	15
6. 関連資料	52
交付規程	55

1. 事業概要

1-1 事業目的・概要

民間団体等が行う、水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業（水力発電事業性評価事業）に要する経費を補助することにより、水力発電の導入を促進し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とします。

1-2 予算額・補助事業の区分、事業スキーム

予算額 1. 37億円

区分	内容
①水力発電事業性評価事業	民間事業者等及び地方公共団体が行う水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等を行う事業 (交付規程 第3条第1項第1号の補助事業)
②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業	地方公共団体が行う地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点の開発又はコンセッション方式によるPFI事業で発電を行う者の公募を行う事業 (交付規程 第3条第1項第2号の補助事業)

1-2-1 ①水力発電事業性評価事業

自ら中小水力発電を実施予定の民間事業者等（※1）及び地方公共団体（※2）が対象となります。

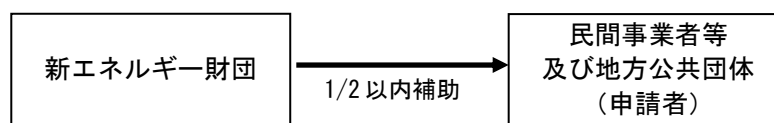
※1：民間事業者等は、法人及び青色申告を行っている個人事業者とします。

なお、特定目的会社（SPC）および有限責任事業組合（LLP）が申請する場合は、主たる出資者又は出資表明者あるいは組合員が申請者に責任を持って履行させるとした確約書を提出すること。

また、発電所運営時にSPC等の別の団体を設立する具体的計画がある場合、申請者がその主たる構成メンバーであること。

※2：地方公共団体は、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町

村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）とします。



- ・経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている申請者は対象外とします。
- ・公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者は対象外とします。

（１）要件

- ①事業性評価を実施する水力発電設備の発電出力が、２０ｋＷ以上１０，０００ｋＷ以下であること。（なお、リパワリングや取水量増加に係る調査についても対象とする。）
- ②水力発電の方式が揚水発電でないこと。
- ③実施計画書に基づき実施される事業であること。
- ④実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
- ⑤調査の内容が、事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること。
- ⑥補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２条第１項に規定する補助金等をいう）を含めないこと（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。
- ⑦関連する補助事業で事業性評価を、原則、実施した地点でないこと。

（２）補助対象経費

区分	内 容	備 考
人件費	水力発電事業性評価に必要な調査・設計等を行う職員等の人件費	・事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。 ・補助事業者が自ら実施する調査及び設計業務等の直接経費のみが補助対象。 ・外注先との打合せや当財団との打ち合わせ等は補助対象外。 ・地方公共団体は対象外。
事業費	水力発電事業性評価に必要な調査・設計等のために直接要する経費（原則として、外注費とリース料のみ）	・振込手数料は補助対象外。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・補助金に消費税分は含まれません。（民間事業者等及び地方公共団体の性質を問わず消費税は対象外）
- ・自社調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること（【関連資料１】を参照）。

(3) 補助率、補助金額及び事業期間

補助率	補助金額	事業期間
1 / 2 以内	・ 補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。 ・ ただし、1 発電所当たりの補助金の上限額は、原則として、<u>1,500万円/年</u>とします。	補助対象期間は原則単年度とします。 ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、原則最大2ヵ年までを補助対象期間とします。

予算額を超える申請があった場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がありますのでご了承ください。

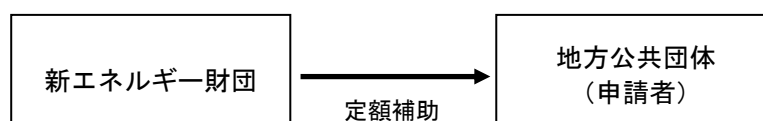
事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とします。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少する場合においては、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、必ず、当初から複数年度事業として交付申請してください。

1-2-2 ②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

地方公共団体（※）が対象となります。

※：地方公共団体は、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）とします。



・ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている申請者は対象外とします。

(1) 要件

- ① 事業性評価を実施する水力発電設備の発電出力が、20kW以上10,000kW以下であること。（なお、リパワリングや取水量増加に係る調査についても対象とする。）
- ② 水力発電の方式が揚水発電でないこと。
- ③ 実施計画書に基づき実施される事業であること。
- ④ 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
- ⑤ 調査の内容が、事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること。
- ⑥ 1 申請における水力発電有望地点の調査・設計は、都道府県は2地点以上、それ以外は1地点以上を実施すること。

- ⑦当該補助事業で調査・設計を実施した水力発電の有望地点について、当該地点の開発又はコンセッション方式によるＰＦＩ事業で発電を行う者の公募（採択まで）を必ず実施すること。なお、公募の結果、発電を行う者が決定しなかった場合は、次年度以降も申請者の責任で継続的に公募を実施し、事業化に努めること。
- ⑧補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２条第１項に規定する補助金等をいう）を含めないこと（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。

（２）補助対象経費

区分	内 容	備 考
事業費	地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施のために直接要する経費（原則として、外注費とリース料のみ）及び当該地点の開発又はコンセッション方式によるＰＦＩ事業で発電を行う者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係る経費	・振込手数料は補助対象外。

（３）補助率、補助金額及び事業期間

補助率	補助金額	事業期間
定額	・補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。 ・ただし、１申請当たりの補助金の上限額は、原則として、５，０００万円/年とし、かつ、１発電所当たりの補助金の上限額は、１，０００万円/年とします。	補助対象期間は原則単年度とします。 ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、原則最大３ヵ年までを補助対象期間とします。

予算額を超える申請があった場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がありますのでご了承ください。

事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とします。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少する場合においては、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

1-3 複数年度事業について

- (1) 複数年度事業であっても、各年度の交付決定は当該年度に要する事業に対するものであり、次年度以降の補助金交付を保証するものではありません。従って、複数年度事業については、年度毎に補助金交付申請を行い、財団の採択審査を受けることになります。この場合、次年度以降の補助金申請額は、原則として当該事業が採択された事業開始年度において申請した補助金額の上限額とします。補助率は原則採択時の補助率を次年度以降も採用します。なお、予算上やむを得ない場合には2年目以降の交付決定額について減額等を行う場合があることに留意してください。
- (2) 各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了してください（補助金額が0円という年度のある申請は認められません）。
- (3) 各年度の補助対象経費について、契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で、各区分の金額に応じた設計図書、調査報告書等の出来高があるようにしてください。
- (4) 複数年度事業において2年目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、原則として既に交付した補助金の返還が必要となります。
- (5) 複数年度事業についても、原則として2年目以降の事業は、各年度の交付決定日以降に開始してください。各年度の事業完了日の翌日から次年度の交付決定日の前日までは、補助対象外となることに留意してください。
- (6) 複数年度事業の翌年度以降の事業計画を変更する場合は、すみやかに財団に報告し、財団の指示に従ってください。

1-4 その他

第三者が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求め、かつ、財団又は経済産業省がその旨を認定する場合は、事業性評価の内容を開示すること。

2. 実施方法

事業の実施については、「水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程」（以下「交付規程」という。）による他、この要領および経済産業省の補助事業事務処理マニュアルによることとします。

本事業の申請にあたっては、申請者自ら事業実施場所を現地確認の上、上記交付規程及び以下を熟読し、申請してください。

交付申請に必要な事項（様式等）について、財団のホームページ（<https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>）からダウンロードして下さい。

2-1 公募期間について

公募期間は、平成30年8月20日（月）～9月28日（金）17：00です。

2-2 交付の申請について

申請者は、所定の様式（財団ホームページに掲載）を用いて申請書類一式を作成し、正副各1部を財団に提出してください。

なお、提出書類の返却はいたしません。審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

代理・代行申請は受け付けておりません。必ず申請者ご自身で申請してください。

申請方法は、「5. 申請方法」を参照してください。

2-3 交付決定について

財団は、申請された事業について審査を行い、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付規程に従って交付決定通知書により申請者に通知します。（財団からの連絡は、全て実施計画書「担当者1」に記載されている住所、電話・FAX番号、電子メール宛てに行います。）

なお、交付決定については、11月上旬を目途に行う予定です。

注1：補助事業の採否の決定にあたっては、「3. 審査」に基づき審査を行います。

注2：交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではありません。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に財団が実施する「確定検査」において補助金額を確定いたします。（詳細は、「2-9 実績報告及び額の確

定について」を参照。）

注3：不採択となった事業については、不採択理由とともに不採択となった旨を申請者に通知します。

2-4 採択結果の公表について

財団は、補助金の交付決定後に、申請件数、採択件数及び採択された事業に関する情報（補助事業者名、事業名、実施場所（都道府県）、事業期間、事業概要）を財団ホームページで公表します。

2-5 採択事業者向けの説明会について

交付決定後、採択された補助事業者に対して事務取扱に関する説明会（交付決定日以降の事業実施方法に関する説明会）を開催しますので、必ずご参加ください。開催日時等は補助事業者に別途連絡します。

2-6 補助事業の開始について

補助事業者は、財団から交付決定通知を受けた日以降に発注・契約を行ってください。なお、原則として三者見積・競争入札によって、相手先を決定してください。三者見積・競争入札の手続は、交付申請から交付決定前の実施も可とします。ただし、見積依頼先および競争入札先は、発注する業務の実績がある事業者に対して行って下さい。

補助対象外の調査等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください。（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがあります。）

また、複数年度事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び支払金額等が確認できるようにしてください。ただし、当該年度の事業の完了日から翌年度の事業の交付決定日までの期間は補助対象外となりますので、複数年度契約で行う場合、補助対象期間と補助対象外期間は別契約としてください。

2-7 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更または補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に財団の承認を受ける必要があります（財団の承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがあります。）。

補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、財団の承認を受ける必要はありません。また、入札による補助事業に要する経費の減額は、事業計画が変更されるわけではないので、財団の承認を受ける必要はありません。なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は認められません。

2-8 補助事業の完了について

当該年度の補助事業は、調査等の完了及び補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）をもって事業の完了とします。ただし、地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業については、発電を行う者の公募（公募結果の決定まで）をもって事業の完了とします。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則金融機関での振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は対象外となります。

なお、事業完了の遅延が見込まれる事態が発生した場合は、すみやかに財団に連絡してください。

2-9 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内あるいは平成31年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

財団は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うに当たって補助事業者に用意していただく書類は、交付決定後に別途お知らせします。

自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除していただきます（【関連資料1】を参照のこと。）。

2-10 補助金の支払いについて

補助事業者は、財団の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

2-11 事業性評価について

事業性評価の結果を事業性評価報告書として提出して頂きます。

注：事業性評価報告書の結論には、当該地点の水力発電の事業性の有無を記載すること。

また、事業性が無い場合には、その理由を具体的に記載すること。

2-12 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理に当たっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産処分制限期間中に取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめ財団の承認を受ける必要があります。

2-13 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 交付決定の取消及び補助金の返還及び加算金の納付
- ・ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・ 財団の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

2-14 産業財産権の届出について

補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権及び意匠権（以下「産業財産権」という。）が発生した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、あらかじめ財団に届出していただく必要があります。

2-15 収益納付について

補助事業終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡またはそれらの実施権の設定により収益があったときは、あらかじめ財団に報告してもらう必要があります。

また、財団が報告書の提出に基づき、相当の収益を生じたと認定したときは、交付された補助金の全部または一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

2-16 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記（※）に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。
- (2) 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記（※）のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものといたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けません。

※

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることになります。

(4) 申請者等の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出してください。

2-17 個人情報の取り扱いについて

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、財団が開催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等のご連絡において、利用させて頂くことがあります。

なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

3. 審査

3-1 審査方法

財団は補助金交付申請書に記載された事業内容等について、交付要件等の審査（申請者に対しヒアリング・プレゼンの実施を依頼することがあります。）を行った後、外部有識者による審査委員会に諮り、各審査項目により評価を行い採択案件を選定します。

3-2 審査項目

「要件審査」及び「採択審査」を実施します。

（１）「要件審査」において以下の項目を確認し、１つでも要件を満たさない場合は不採択となります。

- ・ 補助事業の内容が交付規程、公募要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助事業の全体計画（資金調達計画、調査計画等）が整っており、準備も含め事業が確実かつ合理的に行われるものとなっていること。
- ・ 申請者が事業を行うための事業基盤（直近２カ年の財務状況を勘案）を有していること。
- ・ 申請者が事業を運営・管理できる実施体制及び管理体制を整備していること。

（２）「採択審査」は、要件審査の全ての項目を満たした事業に対して、実施計画書の記載内容について、採点による審査を行います。採択の可否に当たり、優劣となる主な審査事項等は以下のとおりです。

- ・ 調査の内容について、調査対象及び調査方法等が具体的に記載されているか。
- ・ 調査の必要性及び効果が明確になっているか。

なお、「②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業」の場合は、発電を行う者の公募方法等についても、具体的に記載されているか。

※採択しない事例

- ・ 事業を実施する事業者となる企業等の実態がない場合、事業継続の確実性が見込めない場合（休眠会社、直近２期連続で債務超過となっている企業等を含む）
- ・ 事業性評価調査のための資金計画に妥当性が認められない場合
- ・ 調査の必要性が認められない場合
- ・ その他事業計画に不明確や不確定な要素がある場合（調査許可等の見通しがついていない場合、水利権、所有者、地域住民等の許可・承認の見通しがついていない場合を含む）

4. お問い合わせ先

本事業の内容等に関する質問等に関しては公募説明会で受け付けます。また、電子メールによるお問い合わせも、公募開始日から公募締切の一週間前までの間に限り、下記にて受け付けます（日本語のみ）。

ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

一般財団法人新エネルギー財団
水力地熱本部 水力普及促進部

電子メールアドレス：phpd1@nef.or.jp

5. 申請方法

5-1 公募期間

平成30年8月20日（月）～9月28日（金）[17時必着]

5-2 書類提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 イムーブル・コジマ2F

一般財団法人新エネルギー財団

水力地熱本部 水力普及促進部 宛

5-3 提出方法及び提出期限

持参 又は 書留による郵送等

注：持参の場合は、公募期間中の土日祝日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00 にお願ひします。

5-4 提出書類の作成方法

交付申請にあたっては、提出書類は財団ホームページからダウンロードして作成して下さい。
(財団ホームページ URL : <https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>)

5-5 作成方法

(1) 提出書類の種類

下表の「提出書類一覧」をご参照ください。

提出書類一覧

No.	提出書類名	補助事業の区分		様式有無	備考
		①	②		
1	チェックリスト			○	
2	申請概要表			○	
3	補助金交付申請書	様式第 1	様式第 1	○	
4	補助事業に要する経費の配分	別紙 1	別紙 1	○	
5	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	別紙 2	別紙 2	○	
6	実施計画書	様式第 2	様式第 2	○	
7	事業実施予定スケジュール	別紙 3	別紙 3	○	
8	事業経費の配分	別紙 4	別紙 4	○	年度別、および事業全体
9	資金の調達予定	別紙 5	別紙 5	○	地方公共団体のみ (県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容が判る資料も添付して下さい。)
10	補助事業に要する経費及びその調達方法	別紙 5－ 1	－	○	地方公共団体は提出不要
11	事業実施体制	別紙 6	別紙 6	○	
12	申請者の定款	添付資料 1	－		地方公共団体は提出不要
13	登記簿（履歴事項全部証明書の原本）	添付資料 2	－		地方公共団体は提出不要
14	財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) (注)直近 2 カ年分	添付資料 3	添付資料 1		
15	会社・団体概要（パンフレット等）	添付資料 4	添付資料 2		
16	役員名簿	添付資料 5	－	○	地方公共団体は提出不要
17	地形図	添付資料 6	添付資料 3		・ 1/25000 の等高線入りの地図で作成すること ・ 取水位、放水位の標高が判るようにすること ・ 発電所、取水地点及び放水地点の予定場所を記載するとともに導水路や水圧鉄管の予定ルート・長さが判るようにすること。 ・ 流量調査場所、地質調査場所、地形測量場所等が判るようにすること ・ 1/25000 の地図で判り難い場合は、補足資料として縮尺を拡大した地図も提出のこと
18	現地写真	添付資料 7	添付資料 4		調査予定場所の写真及び周辺写真 ・ 写真の撮影者（所属・氏名）と撮影日が判るようにすること。ただし、撮影者は申請者の所属であること。 ・ 各写真の撮影場所や撮影方向が明確になるようにした資料も添付すること ・ 各写真のキャプション（説明文）も記載すること
19	流況、使用水量、有効落差、発電出力の算定についての根拠資料	添付資料 8	添付資料 5		農業用水から取水予定の場合は、許可水量も記載すること。
20	参考見積書（調査費等の算定の根拠）	添付資料 9	添付資料 6		
21	上記No. 20の参考見積書を作成するための仕様書	添付資料 1 0	添付資料 7		
22	その他（例） ・ 建設予定の水力発電所で必要な水利権に関する許認可先との協議状況が判る書類 ・ 水力発電所建設に関する漁協との協議状況が判る書類 ・ 水力発電所建設に関する所有者（管理者含む）との協議状況が判る書類 ・ 水力発電所建設に関する地域住民等との協議状況が判る書類	添付資料 1 1	添付資料 8		必要に応じて作成のこと

(2) 提出書類のファイリング方法

- ①提出書類一式をA4ファイルに綴じて2部（正、副各1部）作成して下さい。
- ②提出書類のファイリングは、「提出書類一覧」の順番で行って下さい。
- ③書類毎にインデックスを付けて下さい。
- ④申請様式書類（Excel、Word）の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出して下さい。具体的には、下の図をご参照下さい。

※CD-R等はできれば次のような2穴パンチ穴タイプのメディアファイルに格納し、ファイルに綴じ込んで下さい。



CD-R等にも事業名、事業者名を記載しておいて下さい。

正

平成30年度
水力発電事業性評価等支援事業

正、副各一部作成する

平成30年度
水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
（水力発電事業性評価事業）または
（地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業）

〇〇〇〇〇〇事業

補助金交付申請書

ラベルプリンター等を用いて、各名称のシールを貼り付け、剥がれないようにすること

提出様式別に仕切り紙を入れ、インデックス等を貼ること。書類には直接貼らないこと！

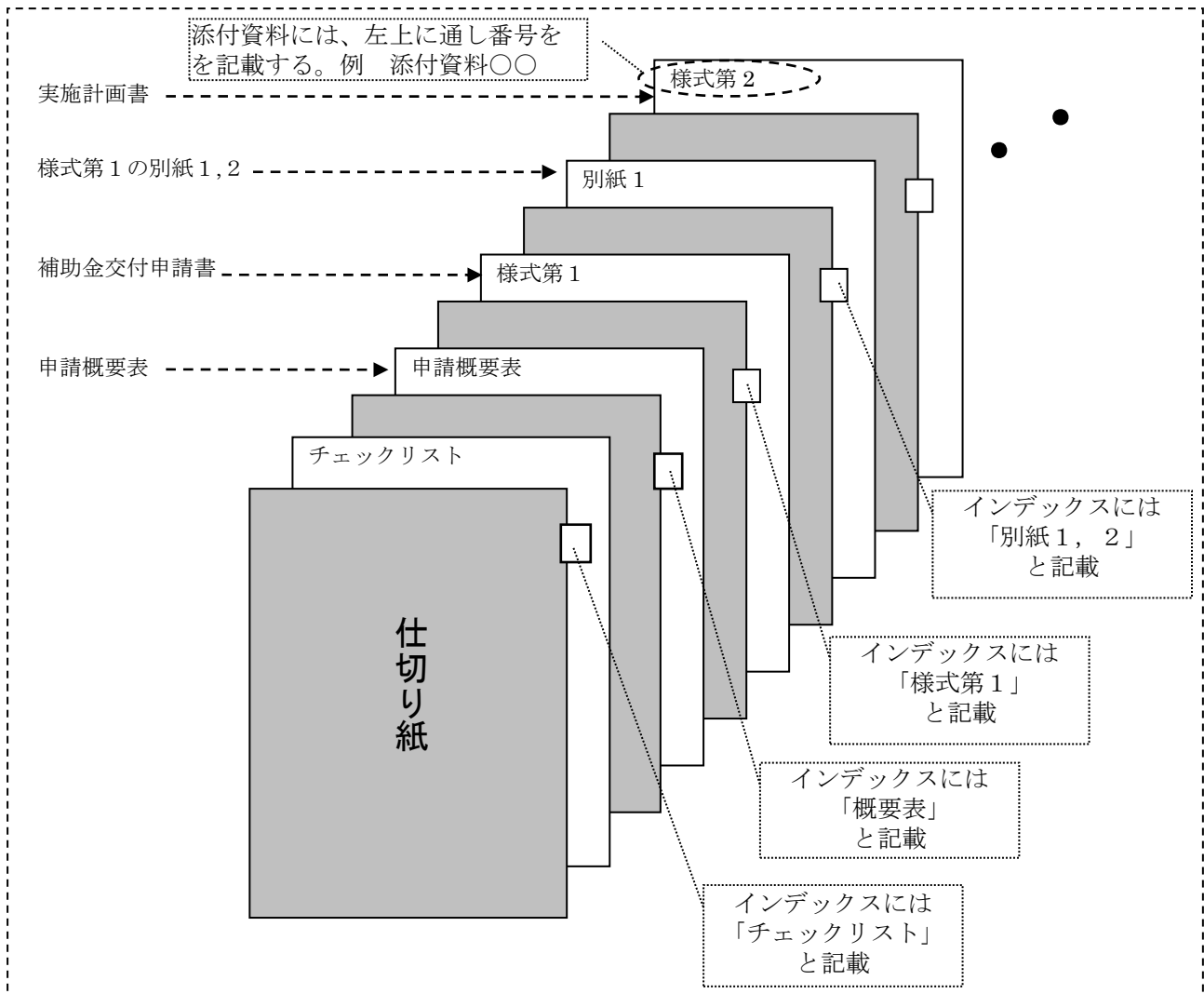
提出様式全てにインデックスを付けること

申請者名

正

チェックリスト
申請概要表
様式第1
別紙1、2
様式第2
別紙3
・・・

〇〇〇事業 補助金交付申請書 申請者名 例



(3) 補助金交付申請書類作成時の注意事項

①水力発電事業性評価事業用 提出様式	20
チェックリスト	21
申請概要表	22
【様式第1】 補助金交付申請書	23
(別紙1) 補助事業に要する経費の配分	25
(別紙2) 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	25
【様式第2】 実施計画書	26
(別紙3) 事業実施予定スケジュール	30
(別紙4) 事業経費の配分	31
(別紙5) 資金の調達予定	32
(別紙5-1) 補助事業に要する経費及びその調達方法	33
(別紙6) 事業実施体制	34
【添付資料5】 役員名簿	36
②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業用 提出様式	37
チェックリスト	38
申請概要表	39
【様式第1】 補助金交付申請書	40
(別紙1) 補助事業に要する経費の配分	42
(別紙2) 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	42
【様式第2】 実施計画書	43
(別紙3) 事業実施予定スケジュール	47
(別紙4) 事業経費の配分	48
(別紙5) 資金の調達予定	49
(別紙6) 事業実施体制	50

注1：赤字は凡例及び書類作成時の注意事項を記載しております。

注2：本補助金公募のホームページに掲載した「ダウンロード一覧」からダウンロードした様式等を使用して下さい。

注3：様式の印刷時は、日本工業規格 A列4番で片面に白黒で印刷して下さい。

① 水力発電事業性評価事業用 提出様式

【チェックリスト】

本チェックシートのチェック欄を用いて、申請に必要な提出書類を確認して下さい。

No.	提出書類名 (水力発電事業性評価事業)		チ ェ ッ ク
1	チェックリスト		
2	申請概要表		
3	補助金交付申請書	様式第 1	
4	補助事業に要する経費の配分	別紙 1	
5	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	別紙 2	
6	実施計画書	様式第 2	
7	事業実施予定スケジュール	別紙 3	
8	事業経費の配分	別紙 4	
9	資金の調達予定 (県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容が判る資料)	別紙 5	
10	補助事業に要する経費及びその調達方法	別紙 5－1	
11	事業実施体制	別紙 6	
12	申請者の定款	添付資料 1	
13	登記簿（履歴事項全部証明書の原本）	添付資料 2	
14	財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) (注)直近 2 カ年分	添付資料 3	
15	会社・団体概要（パンフレット等）	添付資料 4	
16	役員名簿	添付資料 5	
17	地形図	添付資料 6	
18	現地写真	添付資料 7	
19	流況、使用水量、有効落差、発電出力の算定についての根拠資料	添付資料 8	
20	参考見積書（調査費等の算定の根拠）	添付資料 9	
21	上記No. 20の参考見積書を作成するための仕様書	添付資料 10	
22	その他	添付資料 11	

平成30年度水力発電事業性評価等支援事業 申請概要表
(水力発電事業性評価事業)

新規・継続の別	新規		継続の場合は前年度の 交付決定番号		
フリガナ	フリガナ				
申請者名	(登記簿名を記載)				
申請者情報	日本標準産業分類 中分類 (01～99)	業種	資本金(円)	従業員数(人)	
		電気業(33)	30,000,000	200	
事業性評価調査内容	事業名 (補助事業の名称)	(申請者が計画する事業名を記載 例) ○○○発電所事業性評価調査 等)			
	発電計画の規模等	(事業性評価を行う発電計画の出力規模等について記載)			
	事業実施場所	(調査地点の場所を記載)			
	目的・調査内容	(事業性評価で実施する業務の目的及び調査内容について記載)			
当年度実施期間	交付決定日	～	平成31年2月28日		
事業計画(実績)	事業性評価 (単位:円)				
	事業に要する経費(税込)	補助対象経費	補助金申請額	実施内容	
	平成30年度	21,600,000	20,000,000	10,000,000	流量調査、地質調査、地形測量
	平成31年度	10,800,000	10,000,000	5,000,000	流量調査、基本設計
	合 計	32,400,000	30,000,000	15,000,000	
項目	※以下の項目については、実施計画書の内容を簡潔に記載して下さい。				
①事業性評価調査の必要性和効果	(事業性評価調査で実施する調査の必要性、補助金を活用して調査を実施することによる効果を記載すること。)				
②事業性評価調査の内容	(事業性評価調査で実施する調査項目、具体的調査内容について記載すること。また、事業性評価の具体的内容、手法等について記載すること。)				

部分に記載をお願いいたします。

様式第1（水力発電事業性評価事業）

申請者において文書番号を有する場合は、年月日の上部にその文書番号を記載すること。

平成 年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会 長 中 村 薫 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

平成30年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
交付申請書

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称

〇〇〇発電所事業性評価調査事業

2. 補助事業の目的

(注) 簡潔に記載すること。

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間 交 付 決 定 日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 全体の事業期間 交 付 決 定 日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(注1) 当年度の事業開始日は、交付決定日とすること。

(注2) 当年度の事業完了日は、平成31年2月末日までとすること。

(注3) 全体の事業期間は複数年度事業の場合に記載すること。

4. 水力発電事業性評価事業の内容

(1) 補助事業の内容

(注) 簡潔に記載すること。

(2) 補助事業の実施計画

実施計画書のとおり。

(3) 補助金交付申請額

① 補助事業に要する経費 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

② 補助対象経費 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

③ 補助金交付申請額 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(注) 上記各欄の金額は、別紙1の合計金額を記載すること。

(4) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分 (別紙1)

(5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額 (別紙2)

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金(水力発電事業性評価等支援事業)は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
人 件 費	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	1/2 以内	〇,〇〇〇,〇〇〇
事 業 費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消 費 税	〇,〇〇〇,〇〇〇			
合 計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇,〇〇〇

(注1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2) 金額については円単位とし、端数は切り捨てること。

(注3) 上記各金額欄の内容は別紙4、別紙5或いは別紙5-1と同一であること。

(注4) 人件費に消費税は掛からないため、人件費の消費税は計上しないこと。

(注5) 別紙1と別紙2の赤枠で囲んだ部分の金額は同額であること。

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
人 件 費	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
事 業 費	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消 費 税	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
合 計	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇

※当該年度事業に係わる額を記入すること。

※金額については1円単位までとし、端数は切り捨てること。

※第1四半期(4～6月)、第2四半期(7～9月)、第3四半期(10～12月)、第4四半期(1～3月)。

様式第2（水力発電事業性評価事業）

実施計画書

1. 補助事業の名称

〇〇〇〇〇発電所事業性評価調査

（注）様式第1の補助事業の名称と同一表記としてください。

2. 事業実施者

申請者名称（フリガナ）：（注）様式第1の申請者名称と同一表記としてください。

代表者の氏名（フリガナ）：（注）役職名も記載してください。

住 所：（注）都道府県名から記載してください。

担当者1

（注）財団からの通知等は「担当者1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者1」宛のみに送付します。

郵便番号：〒□□□-□□□□
住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
氏 名(フリガナ)：〇〇 〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇)
所属部署名：〇〇部〇〇課
電子メールアドレス：〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇
電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
ファックス番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当者2

郵便番号：〒□□□-□□□□
住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
氏 名(フリガナ)：〇〇 〇〇 (〇〇〇〇 〇〇〇)
所属部署名：〇〇部〇〇課
電子メールアドレス：〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇
電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
ファックス番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（注1）申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載してください。財団からの連絡は「担当者1」に記載された連絡先に行います。

（注2）担当者は申請者（団体等）に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止いたします。

（注3）財団からの通常の連絡は主に電子メールを使用します。担当者に連絡がつかない場合や、担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 水力発電事業性評価事業

(1) 補助事業の内容

a. 事業性評価調査の必要性と効果

調査項目	実施 の有無	補助対象 ・ 補助対象外	外注 ・ 自社	必要性と効果 (調査を実施する場合：必要性、効果) (調査を実施しない場合：不必要な理由)
地質調査				
地形測量				
流量調査				
基本設計				
その他調査				
事業性評価				

(注) 事業性評価調査で実施する調査の必要性、補助金を活用して調査を実施することによる効果を記載すること。

(注) 事業性評価調査で調査を実施しない場合には、事業性評価を判断するにあたり、不必要である理由を記載すること。

b. 事業性評価調査の内容

調査項目	調査の内容
地質調査	調査方法、地点、期間、本数、穴径、掘削深度について記載すること。
地形測量	調査方法、地点、期間、測量面積、測量長、測量数等について記載すること。
流量調査	調査方法、地点、期間、調査期間、調査方法、調査頻度について記載すること。
基本設計	具体的な実施内容を記載すること。
その他調査	調査の項目、具体的調査内容等を記載すること。
事業性評価	具体的内容、手法等を記載すること。

(注) 事業性評価調査で実施する調査項目、具体的調査内容について記載すること。

(2) 事業の実施場所

a. 事業性評価地点

- ・住所：(注) 対象となる調査場所を全て記載すること。

(例)

流量調査場所：〇〇市〇〇町〇〇番地

地質調査場所：〇〇市〇〇町△△番地

地形測量場所：〇〇市〇〇町□□番地、●●番地

- ・最寄り駅：(注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。(公共交通機関利用が不便な場合、その旨記載のこと。)

- ・地形図：添付資料6のとおり。(注1) 1/25000 の等高線入り地図で作成すること。
(注2) 取水位、放水位の標高が判るようにすること。
(注3) 発電所、取水地点及び放水地点の予定場所を記載するとともに導水路や水圧鉄管の予定ルート・長さが判るようにすること。
(注4) 流量調査場所、地質調査場所、地形測量場所等の事業の実施場所が判るようにすること。
(注5) 1/25000 の地図で判り難い場合は、補足資料として縮尺を拡大した地図も提出すること。

- ・調査場所の所有者：(注) 所有者(管理者含む)の名称と所有者毎に調査許可の取得状況を具体的に記載すること

(例) 個人 A：許可取得済、〇〇市：申請中(*月頃承認予定)

□□県：相談済(申請すれば2週間ほどで承認可能)

- ・地目と区画指定状況：(注) 地目は不動産登記規則の第九十九条で規定している区分を記載

すること。

(例) 田、畑、山林、原野等

- ・現地写真：添付資料7のとおり。(注1) 写真の撮影者(所属・氏名)と撮影日が判るようにすること。ただし、撮影者は申請者の所属であること。

(注2) 調査場所及びその周辺写真を添付すること。(各写真のキャプション(説明文)も記載すること。)

(注3) 各写真の撮影場所や撮影方向が明確になるようにした資料も添付すること。

b. 流況

- ・取水河川名等： ○級河川 ○○水系 △△川(普通河川)
(注) 農業用水路等の場合は水路名称等を記載すること。

(管理者：□□市長)

- ・放水河川名等： ○級河川 ○○水系 □□川(●級河川)
(注) 農業用水路等の場合は水路名称等を記載すること。

(管理者：△△県知事)

- ・豊水量 : ○.○○m³/s
- ・平水量 : ○.○○m³/s
- ・低水量 : ○.○○m³/s
- ・渇水量 : ○.○○m³/s
- ・最小水量 : ○.○○m³/s
- ・その他 : ○○○○○○○○

- ・上記流況に記載の値の根拠は、添付資料8のとおり。

(注) 添付資料8の根拠データを示す計測地点と水力発電所設置予定場所の関係を明確にすること(地図で位置関係と距離を示す)。

(3) 発電計画の概要

- ・発電形式 : 水路式 or ダム式 or ダム水路式 (注) 揚水発電は補助対象外
- ・使用水量 : ○.○○m³/s
- ・有効落差 : ○○.○○m
- ・総合効率 : ○○.○%
- ・発電出力 : ○○○kW
- ・導水路長 : ○○○m
- ・水圧鉄管長 : ○○m

- ・既設設備の使用、又は流用の有無：有

(有の場合、下欄に流用設備の概要、流用する設備の範囲、設備の現在の状況(稼働中、廃止時期等)をご記載下さい。)

(例)

- ・流用設備の概要：既設の農業用水取水口、沈砂池、農業用水路の一部
- ・流用する設備の範囲：農業用水取水口を取水口、沈砂池をヘッドタンク、取水口～沈砂池間の農業用水路を導水路へそれぞれ流用する。
- ・設備の現在の状況：取水口、沈砂池、農業用水路はそれぞれ稼働中。

- ・予定している水力発電所について

着工予定時期 : 平成32年7月頃

運転開始予定時期：平成33年4月頃

- ・発電事業者 : 当社(株○○)

(注) 原則、補助事業で計画している地点において、申請者自ら水力発電所を

設置し、発電事業を実施して頂く必要があります。
但し、発電所運営時にＳＰＣ等の別の団体を設立する具体的計画がある場合、申請者がその主たる構成メンバーであること。その場合、申請時にその旨を確約する書面をご提出下さい。

(4) 実施計画

①事業実施内容

(注) 事業期間、実施内容(複数年度事業の場合は年度別)、実施体制等を記載すること。

②事業実施予定スケジュール(別紙3)

(5) 事業費

①事業経費の配分(別紙4)

②資金調達の予定(別紙5、別紙5-1)

(注1) 地方公共団体は別紙5、それ以外は別紙5-1を提出すること。

(注2) 事業全体に要する経費について記載すること。

(注3) 事業経費の積算根拠資料(参考見積書、設計内訳書等)を添付すること。(添付資料9)
また、積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。(添付資料10)

(6) 事業の実施体制(別紙6)

(7) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該補助事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②実施上問題となる事項

項目	許可取得先	協議状況	協議日時	許可取得時期	添付書類
水利権					
漁協					
所有者					
地域住民					
その他					

(注1) 水力発電所の建設に対する水利権の許可申請については、その協議状況が判る書類等を添付し、具体的に記載すること。

(注2) 水力発電所建設予定地に該当する漁業協同組合等がある場合は、発電所建設に対する協議状況が判る資料等を添付し、具体的に記載すること。

(注3) 水力発電所建設予定地の土地所有者(管理者含む)に対しては、所有者毎に協議状況が判る資料等を添付し、具体的に記載すること。

(注4) 水力発電所建設予定地の周辺地域住民に対しては、水力発電所建設についての説明または協議状況が判る資料等を添付し、具体的に記載すること。

(注5) その他、水力発電所建設の際に、問題となる事項があればその内容等を具体的に記載すること。

(注6) 協議等が不要な場合については、その理由がわかるような書類を提出すること。

③その他特筆すべき事項

(注) 次の場合にその内容を記載すること。

- ・計画されている水力発電所が、地元自治体の再生可能エネルギーの導入や地域活性化の計画にある場合
- ・地域振興に寄与する場合(具体的に記載すること)
- ・教育施設として利用する場合
- ・新技術、コストダウン策等、特筆すべき事項がある場合

(別紙3)

事業実施予定スケジュール

<平成30年度>

項 目	平成30年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
競争入札・契約					■							
流量調査						■	■	■	■	■	■	
地形測量						■	■	■	■			
地質調査							■	■	■			
検収・支払											■	
実績報告書提出											■	

(注1) 平成30年度のスケジュールを記載すること。

(注2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注3) 補助対象外で事業に関係する調査等がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項 目	平成30年度	平成31年度
競争入札・契約	■	
流量調査	■	■
地形測量	■	
地質調査	■	
基本設計		■
事業性評価		■
検収・支払	■	■
実績報告書提出	■	■

(別紙4)

事業経費の配分 (事業費)

※全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

区 分	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
人件費	〇〇〇	人件費	□□□	人件費	水力発電事業性 評価に必要な調 査・設計等を行 う職員等の人件 費を記載のこ と。	1/2 以内	△△△	
(小計)	〇〇〇		□□□					
事業費	〇〇〇 〇〇〇	外注費 リース料等	□□□ □□□	外注費 リース料等	設計内訳書① 参考見積書 A			
(小計)	〇〇〇〇		□□□□					
合 計	〇〇〇〇		□□□□				△△△	
消費税	〇〇		※補助対象経費の額及び補助金の交付申請額には消費税を入れることはできません。					
総 計	〇〇〇〇							

(注1) 金額の積算根拠資料(参考見積書、設計内訳書等)を添付すること。(添付資料9)

(注2) 積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。(添付資料10)

(注3) 人件費については、事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。

(注4) 人件費に消費税は掛からないため、人件費の消費税は計上しないこと。

(注5) 外注費が複数契約となる場合は、契約単位で内訳を記載すること。

(別紙5)

この書類は、地方公共団体の方のみ提出すること。

資金の調達予定＜全体＞又は＜年度＞

(単位：千円)

年度	総事業費 (区分費別)	補助金交付 申請予定額	地 方 負 担 分 内 訳					
			県負担額		市町村 負担額		その他 負担額	予算措置 の状況
				予算措置 の状況		予算措置 状況		
平成30年度								
平成31年度								
合計								

- (注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
2. 県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。
3. 事業が2年以上にわたる場合には、年度別に記載のこと。

この書類は、地方公共団体以外の方が提出すること。

補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）

【年度別】

(単位：円)

	総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他 (寄付等)	合計	備考
			財団補助金	その他補助金 (県補助金等)	小計		(銀行名 1)	(銀行名 2)	小計			
平成 3 0 年度												
平成 3 1 年度												
合計												

国以外から補助金を受ける予定の場合は、補助金予定金額を記載すること。
 その他補助金の詳細については、「実施計画書 (7) ①他の補助金との関係」に記載すること。

銀行からの借入を予定している場合は、ここに金融機関名を記入し、借入予定金額を記載すること。

補助金により取得する予定の設備に担保権を設定する場合は、備考欄に必ずその旨記載すること。

(別紙6)

事業実施体制

1. 補助事業名

2. 事業実施社内体制

(1) 事業者（従事者名簿）

所属	役職	氏名	役割分担	備考

※人件費を補助対象経費として計上するかどうかにかかわらず、全ての従事者を記載すること。
※人件費を計上する場合は、事業従事者名を記載するか、別添として従事者の名簿を添付すること。

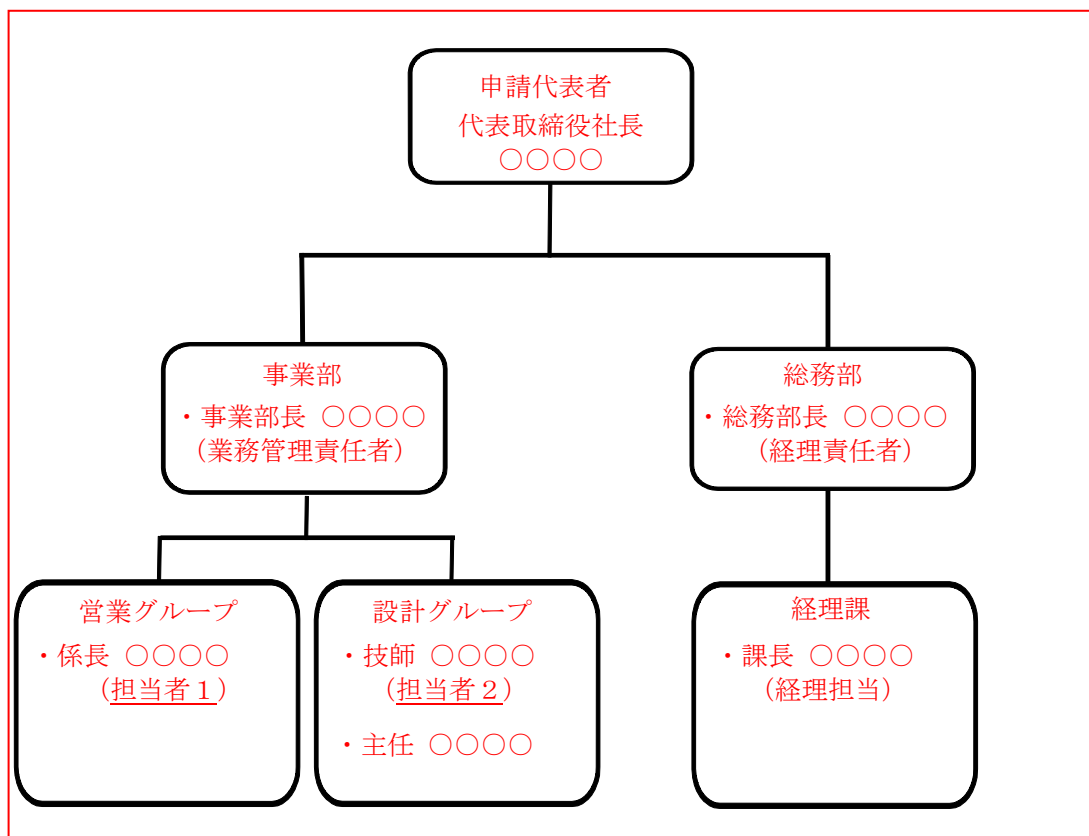
※業務管理責任者・経理責任者は役割分担欄にその旨を明記すること。

※役割分担は具体的な調査・検討項目に応じて記載すること。

※水力発電の関係業務に携わった経験の有る従事者の備考欄に○印を記載すること。

(2) 事業者内実施体制および役割分担

参考図

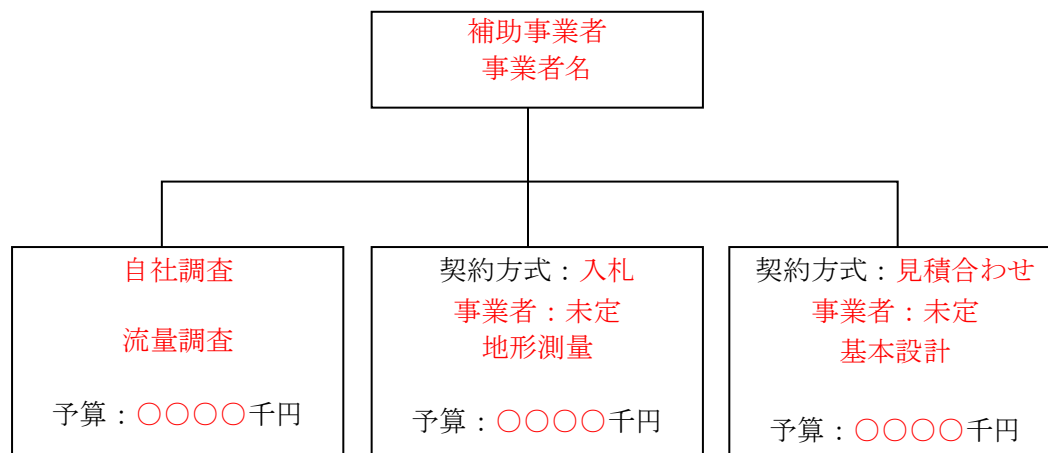


※申請者の組織図を基に、申請代表者、担当者の所属部署等事業の実施体制を記載すること。

※業務管理責任者と経理責任者について記載すること。

※様式第2に記載している担当者1、担当者2について記載すること。

3. 請負会社選定方法



(注1) 契約方式は、「入札」又は「見積合わせ」等を記載すること。

なお、契約方式は競争原理に基づく公平な方式とすること。

※申請の段階で競争入札又は三者見積を実施する必要はないため、参考見積など申請金額の説明が可能な資料を添付すること。

(注2) 実施体制に未定の部分がある場合は、「未定」と記載すること。

(注3) 補助事業者は事業者名を記載すること。

役 員 名 簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ケンレン ジツシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トリホク イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注) 役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

② 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業 提出様式

【チェックリスト】

本チェックシートのチェック欄を用いて、申請に必要な提出書類を確認して下さい。

NO.	提出書類名 (地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業)		チ ェ ッ ク
1	チェックリスト		
2	申請概要表		
3	補助金交付申請書	様式第 1	
4	補助事業に要する経費の配分	別紙 1	
5	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	別紙 2	
6	実施計画書	様式第 2	
7	事業実施予定スケジュール	別紙 3	
8	事業経費の配分	別紙 4	
9	資金の調達予定 (県又は市町村の負担額(助成額)がある場合には、その制度・内容が判る資料)	別紙 5	
10	事業実施体制	別紙 6	
11	財務諸表(貸借対照表、収支計算書等) (注)直近 2 カ年分	添付資料 1	
12	会社・団体概要(パンフレット等)	添付資料 2	
13	地形図	添付資料 3	
14	現地写真	添付資料 4	
15	流況、使用水量、有効落差、発電出力の算定についての根拠資料	添付資料 5	
16	参考見積書(調査費等の算定の根拠)	添付資料 6	
17	上記No. 16の参考見積書を作成するための仕様書	添付資料 7	
18	その他	添付資料 8	

平成30年度水力発電事業性評価等支援事業 申請概要表
（地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業）

新規・継続の別	新規		継続の場合は前年度の 交付決定番号		
フリガナ	フリガナ				
申請者名	(登記簿名を記載)				
事業性評価・公募内容	事業名	(申請者が計画する事業名を記載 例) ○○○水系事業性評価・事業者公募 等)			
	発電計画の規模等	(事業性評価を行う発電計画の出力規模等について記載)			
	事業実施場所	(全ての調査地点の場所を記載)			
	目的・調査・公募内容	(事業性評価で実施する業務の目的及び調査、公募内容について記載)			
当年度実施期間	交付決定日	～	平成31年2月28日		
事業計画(実績)	事業性評価・公募 (単位:円)				
	事業に要する経費(税込)	補助対象経費	補助金申請額	実施内容	
	平成30年度	21,600,000	21,600,000	21,600,000	流量調査、地質調査、地形測量
	平成31年度	10,800,000	9,720,000	9,720,000	流量調査、基本設計
	平成32年度	1,200,000	1,200,000	1,200,000	発電を行う者の公募
	合 計	33,600,000	32,520,000	32,520,000	
項目	※以下の項目については、実施計画書の内容を簡潔に記載して下さい。				
①事業性評価調査の必要性和効果	(事業性評価調査で実施する調査の必要性、補助金を活用して調査を実施することによる効果を記載すること。)				
②事業性評価調査の内容	(事業性評価調査で実施する調査項目、具体的調査内容について記載すること。また、事業性評価の具体的内容、手法等について記載すること。)				
③発電を行う者の公募計画	(調査地点で発電を行う者の公募の具体的内容、手法等について記載すること。)				

部分に記載をお願いいたします。

様式第1（地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業）

申請者において文書番号を有する場合は、年月日の上部にその文書番号を記載すること。

平成 年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会 長 中 村 薫 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

平成30年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
交付申請書

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称

〇〇〇〇〇水系事業性評価調査・事業者公募

2. 補助事業の目的

(注) 簡潔に記載すること

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間 交 付 決 定 日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 全体の事業期間 交 付 決 定 日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(注1) 当年度の事業開始日は、交付決定日とすること。

(注2) 当年度の事業完了日は、平成31年2月末日までとすること。

(注3) 全体の事業期間は複数年度事業の場合に記載すること。

4. 水力発電事業性評価事業の内容

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の実施計画

実施計画書のとおり。

(3) 補助金交付申請額

① 補助事業に要する経費 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

② 補助対象経費 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

③ 補助金交付申請額 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(注) 上記各欄の金額は、別紙1の合計金額を記載すること。

(4) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分 (別紙1)

(5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額 (別紙2)

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金(水力発電事業性評価等支援事業)は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
事業費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	定額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消費税	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇
合 計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇,〇〇〇

(注1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2) 金額については円単位とし、端数は切り捨てること。

(注3) 上記各金額欄の内容は別紙4、別紙5と同一であること。

(注4) 別紙1と別紙2の赤枠で囲んだ部分の金額は同額であること。

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
事業費	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消費税	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
合 計	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇

※当該年度事業に係わる額を記入すること。

※金額については1円単位までとし、端数は切り捨てること。

※第1四半期（4～6月）、第2四半期（7～9月）、第3四半期（10～12月）、第4四半期（1～3月）。

様式第2（地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業）

実施計画書

1. 補助事業の名称

〇〇〇〇〇水系事業性評価調査・事業者公募

（注）様式第1の補助事業の名称と同一表記としてください。

2. 事業実施者

申請者名称（フリガナ）：（注）様式第1の申請者名称と同一表記としてください。

代表者の氏名（フリガナ）：（注）役職名も記載してください。

住 所：（注）都道府県名から記載してください。

担当者1

（注）財団からの通知等は「担当者1」宛に送付します

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者1」宛のみに送付します。

郵便番号：〒□□□-□□□□

住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

氏 名（フリガナ）：〇〇 〇〇（〇〇〇〇 〇〇〇）

所属部署名：〇〇部〇〇課

電子メールアドレス：〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当者2

郵便番号：〒□□□-□□□□

住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

氏 名（フリガナ）：〇〇 〇〇（〇〇〇〇 〇〇〇）

所属部署名：〇〇部〇〇課

電子メールアドレス：〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（注1）申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載してください。財団からの連絡は「担当者1」に記載された連絡先に行います。

（注2）担当者は申請者（団体等）に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止します。

（注3）財団からの通常の連絡は主に電子メールを使用します。担当者に連絡がつかない場合や、担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 水力発電事業性評価事業

(1) 補助事業の内容

a. 事業性評価調査の必要性と効果

調査項目	実施 の有無	補助対象 ・ 補助対象外	外注 ・ 自社	必要性と効果 (調査を実施する場合：必要性、効果) (調査を実施しない場合：不必要な理由)
地質調査				
地形測量				
流量調査				
基本設計				
その他調査				
事業性評価				

(注) 事業性評価調査で実施する調査の必要性、補助金を活用して調査を実施することによる効果を記載すること。

(注) 事業性評価調査で調査を実施しない場合には、事業性評価を判断するにあたり、不必要である理由を記載すること。

b. 事業性評価調査の内容

調査項目	調査の内容
地質調査	調査方法、地点、期間、本数、穴径、掘削深度について記載すること。
地形測量	調査方法、地点、期間、測量面積、測量長、測量数等について記載すること。
流量調査	調査方法、地点、期間、調査期間、調査方法、調査頻度について記載すること。
基本設計	具体的な実施内容を記載すること。
その他調査	調査の項目、具体的調査内容等を記載すること。
事業性評価	具体的内容、手法を記載すること。

(注) 事業性評価調査で実施する調査項目、具体的調査内容について記載すること。

c. 発電を行う者の公募計画

(注) 公募の具体的内容、手法等について記載すること。

(2) 事業の実施場所 (地点毎に記載すること)

a. 事業性評価地点

- ・住所：(注) 対象となる調査場所を全て記載すること。

(例)

流量調査場所：〇〇市〇〇町〇〇番地

地質調査場所：〇〇市〇〇町△△番地

地形測量場所：〇〇市〇〇町□□番地、●●番地

- ・最寄り駅：(注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。(公共交通機関利用が不便な場合、その旨記載のこと。)

- ・地形図：添付資料6のとおり。(注1) 1/25000の等高線入り地図で作成すること。

(注2) 取水位、放水位、標高が判るようにすること

(注3) 発電所、取水地点及び放水地点の予定場所を記載するとともに導水路や水圧鉄管の予定ルート・長さが判るようにすること。

(注4) 流量調査場所、地質調査場所、地形測量場所等の事業の実施場所が判るようにすること。

(注5) 1/25000の地図で判り難い場合は、補足資料として縮尺を拡大した地図も提出すること。

- ・調査場所の所有者：(注) 所有者(管理者含む)の名称と所有者毎に調査許可の取得状況を具体的に記載すること。

- (例) 個人 A : 許可取得済、〇〇市 : 申請中 (*月頃承認予定)
 □□県 : 相談済 (申請すれば2週間ほどで承認可能)
- ・地目と区画指定状況 : (注) 地目は不動産登記規則の第九十九条で規定している区分を記載すること。
 (例) 田、畑、山林、原野等
 - ・現地写真 : 添付資料7のとおり。(注1) 写真の撮影者(所属・氏名)と撮影日が判るようにすること。ただし、撮影者は申請者の所属であること。
 (注2) 調査場所及びその周辺写真を添付すること。(各写真のキャプション(説明文)も記載すること。)
 (注3) 各写真の撮影場所や撮影方向が明確になるようにした資料も添付すること。

b. 流況 :

- ・取水河川名等 : ○級河川 ○〇水系 △△川 (普通河川)
 (注) 農業用水路等の場合は水路名称等を記載すること。
 (管理者 : □□市長)
- ・放水河川名等 : ○級河川 ○〇水系 □□川 (●級河川)
 (注) 農業用水路等の場合は水路名称等を記載すること。
 (管理者 : △△県知事)
- ・豊水量 : ○.○○m³/s
- ・平水量 : ○.○○m³/s
- ・低水量 : ○.○○m³/s
- ・渇水量 : ○.○○m³/s
- ・最小水量 : ○.○○m³/s
- ・その他 : ○○○○○○○○
- ・上記流況に記載の値の根拠は、添付資料8のとおり。
 (注) 添付資料8の根拠データを示す計測地点と水力発電所設置予定場所の関係を明確にすること (地図で位置関係と距離を示す)。

(3) 発電計画の概要 (地点毎に記載すること)

- ・発電形式 : 水路式 or ダム式 or ダム水路式 (注) 揚水発電は補助対象外
- ・使用水量 : ○.○○m³/s
- ・有効落差 : ○○.○○m
- ・総合効率 : ○○.○%
- ・発電出力 : ○○○kW
- ・導水路長 : ○○○m
- ・水圧鉄管長 : ○○m
- ・既設設備の使用、又は流用の有無 : 有
 (有の場合、下欄に流用設備の概要、流用する設備の範囲、設備の現在の状況(稼働中、廃止時期等)をご記載下さい。)

例)

- ・流用設備の概要 : 既設の農業用水取水口、沈砂池、農業用水路の一部
- ・流用する設備の範囲 : 農業用水取水口を取水口、沈砂池をヘッドタンク、取水口～沈砂池間の農業用水路を導水路へそれぞれ流用する。
- ・設備の現在の状況 : 取水口、沈砂池、農業用水路はそれぞれ稼働中。

(4) 実施計画

①事業実施内容

(注) 事業期間、実施内容(複数年度事業の場合は年度別)、実施体制等を記載すること。

②事業実施予定スケジュール(別紙3)

(5) 事業費

①事業経費の配分(別紙4)

②資金調達の予定(別紙5)

(注1) 事業全体に要する経費について記載すること。

(注2) 事業経費の積算根拠資料(参考見積書、設計内訳書等)を添付すること。(添付資料6)
また、積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。(添付資料7)

(6) 事業の実施体制(別紙6)

(7) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該補助事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②実施上問題となる事項

(注1) 補助事業の実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての進捗状況、許認可取得見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③その他特筆すべき事項

(注) 次の場合にその内容を記載すること。

- ・計画されている水力発電所が、申請者等の再生可能エネルギーの導入や地域活性化の計画にある場合
- ・地域振興に寄与する場合(具体的に記載すること)
- ・教育施設として利用する場合
- ・新技術、コストダウン策等、特筆すべき事項がある場合

(別紙 3)

事業実施予定スケジュール

<平成 30 年度>

項 目	平成 30 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
競争入札・契約					■							
流量調査						■	■	■	■	■	■	
地形測量							■	■	■			
地質調査							■	■	■			
検収・支払											■	
実績報告書提出											■	

(注 1) 平成 30 年度のスケジュールを記載すること。

(注 2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注 3) 補助対象外で事業に関係する調査等がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項 目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
競争入札・契約	■	■	■
流量調査	■	■	
地形測量	■		
地質調査	■		
基本設計		■	
事業性評価		■	
公募用資料作成			■
検収・支払	■	■	■
発電を行う者の公募・決定			■
実績報告書提出	■	■	■

(別紙4)

事業経費の配分（事業費）

※全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

区 分	発電所名	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
		金額	説明	金額	説明	積算内訳			
事業費	①A 発電所	〇〇〇	外注費	□□□	外注費	設計内訳書①	定額	△△△△	
		〇〇〇	リース料等	□□□	リース料等	参考見積書 A			
		〇〇〇	公募資料作成費	□□□	公募資料作成費	参考見積書 B			
	(小計)	〇〇〇〇		□□□□					
	②B 発電所	〇〇〇	外注費	□□□	外注費	設計内訳書②			
		〇〇〇	リース料等	□□□	リース料等	参考見積書 C			
		〇〇〇	公募資料作成費	□□□	公募資料作成費	参考見積書 D			
	(小計)	〇〇〇〇		□□□□				△△△△	
合 計		〇〇〇〇		□□□□				△△△△	
消費税		〇〇		□□				△△	
総 計		〇〇〇〇		□□□□				△△△△	

(注1) 金額の積算根拠資料（参考見積書、設計内訳書等）を添付すること。（添付資料6）

(注2) 積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。（添付資料7）

(注3) 外注費が複数契約となる場合は、契約単位で内訳を記載すること。

(注4) 調査する発電所別の内訳を記載すること。

(別紙5)

資金の調達予定＜全体＞又は＜年度＞

(単位：千円)

年度	総事業費 (区分費別)	補助金交付 申請予定額	地 方 負 担 分 内 訳					
			県負担額		市町村 負担額		その他 負担額	予算措置 の状況
				予算措置 の状況		予算措置 状況		
平成30年度								
平成31年度								
平成32年度								
合計								

- (注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
2. 県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。
3. 事業が2年以上にわたる場合には、年度別に記載のこと。

(別紙6)

事業実施体制

1. 補助事業名

2. 事業実施社内体制

(1) 事業者（従事者名簿）

所 属	役職	氏 名	役割分担

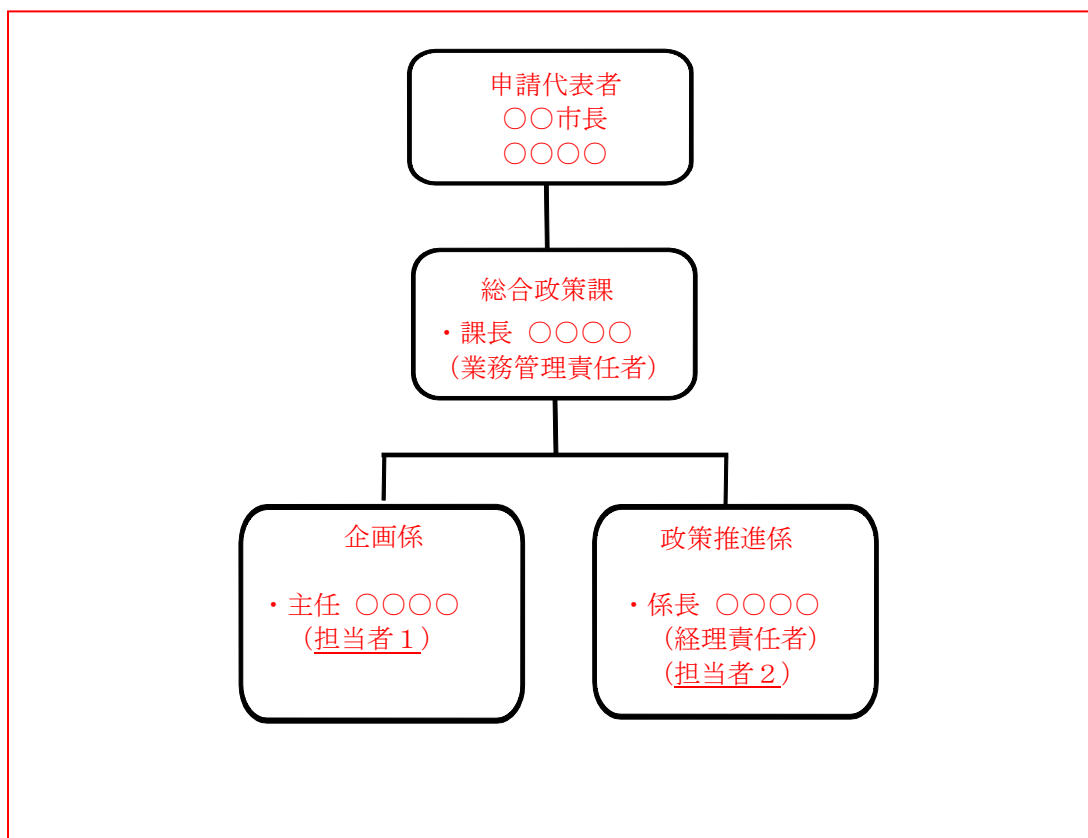
※全ての従事者を記載すること。

※業務管理責任者・経理責任者は役割分担欄にその旨を明記すること。

※役割分担は具体的な調査・検討項目に応じて記載すること。

(2) 事業者内実施体制および役割分担

参考図

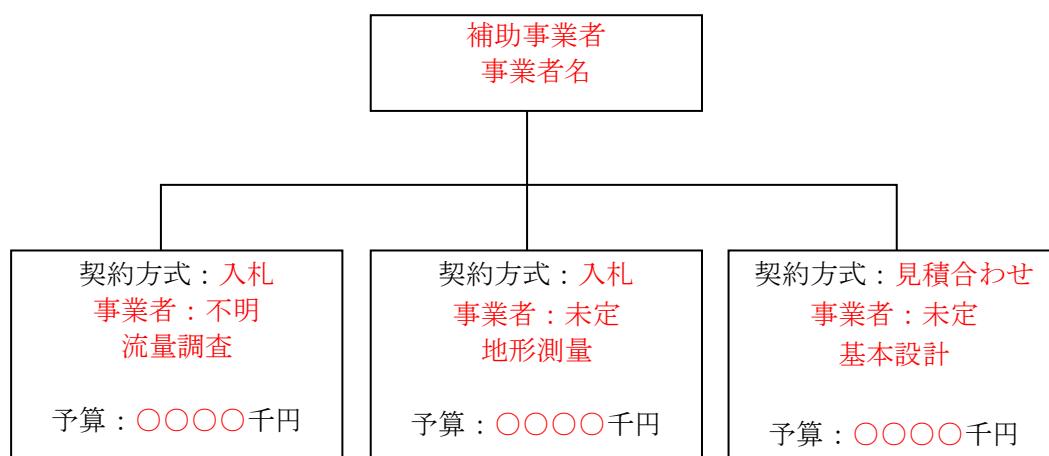


※申請者の組織図を基に、申請代表者、担当者の所属部署等事業の実施体制を記載すること。

※業務管理責任者と経理責任者について記載すること。

※様式第2に記載している担当者1、担当者2について記載すること。

3. 請負会社選定方法



(注1) 契約方式は、「入札」又は「見積合わせ」等を記載すること。

なお、契約方式は競争原理に基づく公平な方式とすること。

※申請の段階で競争入札又は三者見積を実施する必要はないため、参考見積など申請金額の説明が可能な資料を添付すること。

(注2) 実施体制に未定の部分がある場合は、「未定」と記載すること。

(注3) 補助事業者は事業者名を記載すること。

6. 関連資料

【関連資料 1】 補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方

【関連資料 2】 等級単価一覧表 平成 30 年度適用

補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

健康保険等級を使用した労務費の計算に係る必要となる等級単価一覧表は以下のとおり。

等級単価一覧表 平成30年度適用

健保等級適用者				労務費単価(円／時 間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単 価 (円／時 間)
等 級	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給範囲額			
		以上	～ 未満			以上	～ 未満		
1	58,000	～	63,000	340	450	～	83,790		450
2	68,000	63,000	～ 73,000	400	530	83,790	～ 97,090		530
3	78,000	73,000	～ 83,000	460	610	97,090	～ 110,390		610
4	88,000	83,000	～ 93,000	520	690	110,390	～ 123,690		690
5	98,000	93,000	～ 101,000	580	770	123,690	～ 134,330		770
6	104,000	101,000	～ 107,000	610	810	134,330	～ 142,310		810
7	110,000	107,000	～ 114,000	650	860	142,310	～ 151,620		860
8	118,000	114,000	～ 122,000	690	920	151,620	～ 162,260		920
9	126,000	122,000	～ 130,000	740	990	162,260	～ 172,900		990
10	134,000	130,000	～ 138,000	790	1,050	172,900	～ 183,540		1,050
11	142,000	138,000	～ 146,000	840	1,110	183,540	～ 194,180		1,110
12	150,000	146,000	～ 155,000	880	1,180	194,180	～ 206,150		1,180
13	160,000	155,000	～ 165,000	940	1,260	206,150	～ 219,450		1,260
14	170,000	165,000	～ 175,000	1,000	1,330	219,450	～ 232,750		1,330
15	180,000	175,000	～ 185,000	1,060	1,410	232,750	～ 246,050		1,410
16	190,000	185,000	～ 195,000	1,120	1,490	246,050	～ 259,350		1,490
17	200,000	195,000	～ 210,000	1,180	1,570	259,350	～ 279,300		1,570
18	220,000	210,000	～ 230,000	1,300	1,730	279,300	～ 305,900		1,730
19	240,000	230,000	～ 250,000	1,420	1,890	305,900	～ 332,500		1,890
20	260,000	250,000	～ 270,000	1,540	2,040	332,500	～ 359,100		2,040
21	280,000	270,000	～ 290,000	1,650	2,200	359,100	～ 385,700		2,200
22	300,000	290,000	～ 310,000	1,770	2,360	385,700	～ 412,300		2,360
23	320,000	310,000	～ 330,000	1,890	2,520	412,300	～ 438,900		2,520
24	340,000	330,000	～ 350,000	2,010	2,670	438,900	～ 465,500		2,670
25	360,000	350,000	～ 370,000	2,130	2,830	465,500	～ 492,100		2,830
26	380,000	370,000	～ 395,000	2,250	2,990	492,100	～ 525,350		2,990
27	410,000	395,000	～ 425,000	2,420	3,230	525,350	～ 565,250		3,230
28	440,000	425,000	～ 455,000	2,600	3,460	565,250	～ 605,150		3,460
29	470,000	455,000	～ 485,000	2,780	3,700	605,150	～ 645,050		3,700
30	500,000	485,000	～ 515,000	2,960	3,930	645,050	～ 684,950		3,930
31	530,000	515,000	～ 545,000	3,130	4,170	684,950	～ 724,850		4,170
32	560,000	545,000	～ 575,000	3,310	4,410	724,850	～ 764,750		4,410
33	590,000	575,000	～ 605,000	3,490	4,640	764,750	～ 804,650		4,640
34	620,000	605,000	～ 635,000	3,670	4,880	804,650	～ 844,550		4,880
35	650,000	635,000	～ 665,000	3,850	5,120	844,550	～ 884,450		5,120
36	680,000	665,000	～ 695,000	4,020	5,350	884,450	～ 924,350		5,350
37	710,000	695,000	～ 730,000	4,200	5,590	924,350	～ 970,900		5,590
38	750,000	730,000	～ 770,000	4,440	5,900	970,900	～ 1,024,100		5,900
39	790,000	770,000	～ 810,000	4,680	6,220	1,024,100	～ 1,077,300		6,220
40	830,000	810,000	～ 855,000	4,910	6,530	1,077,300	～ 1,137,150		6,530
41	880,000	855,000	～ 905,000	5,210	6,930	1,137,150	～ 1,203,650		6,930
42	930,000	905,000	～ 955,000	5,500	7,320	1,203,650	～ 1,270,150		7,320
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	5,800	7,720	1,270,150	～ 1,336,650		7,720
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	6,100	8,110	1,336,650	～ 1,403,150		8,110
45	1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	6,450	8,580	1,403,150	～ 1,482,950		8,580
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	6,810	9,060	1,482,950	～ 1,562,750		9,060
47	1,210,000	1,175,000	～ 1,235,000	7,160	9,530	1,562,750	～ 1,642,550		9,530
48	1,270,000	1,235,000	～ 1,295,000	7,520	10,000	1,642,550	～ 1,722,350		10,000
49	1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000	7,870	10,470	1,722,350	～ 1,802,150		10,470
50	1,390,000	1,355,000	～	8,230	10,950	1,802,150	～		10,950

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）

交付規程

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程

制定 平成28年4月1日 28エネ財水第11号

改正 平成29年4月3日 29エネ財水第11号

改正 平成30年4月2日 30エネ財水第3号

（目的）

第1条 この規程は、水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱（20160322財資第22号。以下「要綱」という。）第22条第1項の規定に基づき、一般財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）が行う水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 財団が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに要綱に定めるところによるほか、この規程による。

（交付の対象及び補助率）

第3条 財団は、民間事業者等及び地方公共団体が策定した水力発電事業性評価事業の実施計画（以下「実施計画書」という。）が別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該計画に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として財団が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で次のとおり補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

- （1）民間事業者等及び地方公共団体が行う水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等に要する経費の一部を交付する。
- （2）地方公共団体が行う地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点の開発又はコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電を行う者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係るものを交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 財団は、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書（正本1通及び副本1通）に様式第2による実施計画書及びその他財団が指示する書類を添付して、財団が指示する期日までに提出させるものとする。

2 財団は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）

を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 財団は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、財団は、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 財団は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 財団は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 財団は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 財団は、補助金の交付が適当でないとして認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 財団は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を財団に提出し、その指示を受けるべきこと。

(3) 補助事業者は、第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。

(4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によるべきこと。

(5) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、財団に届け出るべきこと。

(6) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従うべきこと。

(7) 補助事業者は、財団が第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。

(8) 補助事業者は、財団が第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(9) 補助事業者は、財団が第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、第16条第5項の規定に基づき、加算

金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(10) 補助事業者は、財団又は経済産業省が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

(11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。

(12) 補助事業者は、第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。

(13) 補助事業者は、第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、財団に報告しなければならない。

(14) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。ただし、交付申請書において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合に適用する。

(15) 補助事業者は、財団の指示するところにより、補助事業終了後、補助事業の効果等について、財団に報告しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、第5条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第5による交付申請取下げ届出書を財団に提出しなければならない。

（計画変更の承認等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第6による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の流用増減を除く。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合。

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

（3）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 財団は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 財団は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 財団が第13条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が財団に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、財団は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が財団に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 財団は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 財団は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、財団が行う弁済の効力は、財団が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況等について財団が要求したときは、速やかに様式第7による状況報告書を財団に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の2月末日のいずれか早い日まで、様式第8による実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が財団の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、様式第9による年度末実績報告書を財団に提出しなければならない。

4 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出ができない場合には、財団は期限について猶予することができる。

(補助事業の継承)

第 1 2 条 財団は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、様式第 1 0 による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を継承する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第 1 3 条 財団は、第 1 1 条第 1 項の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条第 1 項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 財団は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

（1）返還すべき補助金の額

（2）加算金及び延滞金に関する事項

（3）納期日

5 財団は、補助事業者が第 3 項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第 1 1 による返還報告書を提出させるものとする。

6 財団は、補助事業者が、返還すべき補助金を第 4 項第 3 号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第 1 4 条 財団は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 1 2 による補助金精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 1 5 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 1 3 による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第 1 3 条第 6 項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第16条 財団は、第8条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、要綱若しくは本規程又は本規程に基づく財団の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する制約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 財団は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 財団は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合には、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 財団は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第4項の規定に基づく補助金の返還については、第13条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第13条第5項中「様式第11」とあるのは、「様式第14」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第17条 財団は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 財団は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に委託し、実施させた場合における対応経費を含む）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第 15 による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第 15 による取得財産等管理明細表を第 11 条第 1 項に定める実績報告書に添付して財団に提出しなければならない。

3 財団は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると認められるときは、その収入の全部若しくは一部を財団に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第 20 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第 16 による財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第 3 項の規定は適用しない。

(情報管理及び秘密保持)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 22 条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(産業財産権の届出)

第 23 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権及び意匠権（以下「産業財産権」という。）が発生した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく様式第 17 による産業財産権届出書を財団に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

第24条 補助事業者は、補助事業終了後一定期間内に、補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたときは、様式第18による収益状況報告書を財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項の報告書の提出に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、補助事業の完了した会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、補助事業者に対して交付した補助金の全額又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

3 前項の規定により納付を命ずる事ができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

(補助事業の経理等)

第25条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第26条 補助事業者は、財団が特に必要と認めて指示したときは、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第19による調書を作成しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別 記)

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）

実施計画書の要件

1. 水力発電事業性評価事業（第3条第1項第1号の補助事業）
 - （1）調査対象及び調査方法が具体的に計画されていること。

2. 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業（第3条第1項第2号の補助事業）
 - （1）調査対象及び調査方法が具体的に計画されていること。
 - （2）発電を行う者の公募方法が具体的に計画されていること。

(別 表)

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）

1. 水力発電事業性評価事業

補助対象経費		
区 分	内 容	補助率
人件費	水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等を行う職員等の人件費	1／2以内
事業費	水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等のために直接要する経費 (外注費、リース料等)	

2. 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

補助対象経費		
区 分	内 容	補助率
事業費	地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施のために直接要する経費（外注費、リース料等）及び当該地点の開発又はコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電を行う者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係るもの	定額

様式第 1

番 号
平成 年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
交付申請書

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的
3. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1) 当年度の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 - (2) 全体の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
4. 水力発電事業性評価事業の内容
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 補助事業の実施計画
 - (3) 補助金交付申請額
 - ① 補助事業に要する経費
 - ② 補助対象経費
 - ③ 補助金交付申請額
 - (4) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分（別紙 1）
 - (5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙 2）

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙 1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合計				

(別紙 2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費				
	第 1・四半期	第 2・四半期	第 3・四半期	第 4・四半期	計
合計					

様式第2

実施計画書

1. 補助事業の名称
 2. 事業実施者（名称及び代表者の氏名及び住所・担当者連絡先）
 3. 水力発電事業性評価事業（注）
 - （1）補助事業の内容
 - （2）事業の実施場所
 - （3）発電計画の概要
 - （4）実施計画
 - ①事業実施内容
 - ②事業実施予定スケジュール（別紙3）
 - （5）事業費
 - ①事業経費の配分（別紙4）
 - ②資金調達の予定（別紙5）
 - （6）事業の実施体制（別紙6）
 - （7）事業実施に関連する事項
 - ①他の補助金との関係
 - ②実施上問題となる事項
 - ③その他特筆すべき事項
- （注）地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業の場合は、水力発電有望地点の調査・設計等と発電を行う者の公募に関する計画をあわせて記載すること。

(別紙 3)

事業実施予定スケジュール

<平成 年度>

項 目	平成 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(注 1) 平成 年度のスケジュールを記載すること。

(注 2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注 3) 補助対象外で事業に関係する調査等がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項 目	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

(別紙4)

事業経費の配分（事業費）

(単位：円)

区 分	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備 考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
人 件 費								
(小 計)								
事 業 費								
(小 計)								
合 計								
消 費 税								
総 計								

(別紙5)

資金の調達予定＜全体＞又は＜年度＞（単位：千円）

総事業費 (区分費 別)	補助金交付 申請予定額	地 方 負 担 分 内 訳					
		県負担額	予算措置 の状況	市町村 負担額	予算措置 状況	その他 負担額	予算措置 の状況

- (注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
2. 県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。
3. 事業が2年以上にわたる場合には、年度別に記載のこと。

(別紙6)

事業実施体制

1. 補助事業名
2. 事業実施社内体制
3. 請負会社選定方法

番 号
年 月 日

申請者 名 称

代表者等名 殿

一般財団法人新エネルギー財団
会 長

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）については、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおりに交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(その区分)

(事業費)

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金の額
1. 人件費			
2. 事業費			
3. 消費税			
合 計			

3. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

4. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。

- (1) 補助事業者は、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価事業）交付規程（平成28年4月1日28エネ財水第11号。以下「交付規程」という。）、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を財団に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、交付規程第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、財団に届け出るべきこと。
- (6) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、財団が交付規程第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (8) 補助事業者は、財団が交付規程第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、財団が交付規程第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第16条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (10) 補助事業者は、財団が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲

渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。

- (12) 補助事業者は、交付規程第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。
- (13) 補助事業者は、交付規程第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、財団に報告しなければならない。
- (14) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。
ただし、交付申請書において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合に適用する。
- (15) 補助事業者は、財団の指示するところにより、補助事業終了後、補助事業の効果等について、財団に報告しなければならない。

5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

また、履行補助者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 財団の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金(水力発電事業性評価等支援事業)は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

様式第 4

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の事故について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額 金 円
4. 事故に対して採った措置
5. 事故が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了予定日

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の交付申請は、
下記のとおり取り下げることにしたので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性
評価等支援事業）交付規程第 7 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - （1）補助対象経費
 - （2）補助金の額

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等
支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づ
く国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

様式第 6

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業計画を下記のとおり変更したいので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
5. 計画変更後の経費の配分（別紙）

（注） 1. 中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

計 画 変 更 後 の 経 費 の 配 分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費			補助対象経費			補 助 率	補助金の額		
	配分 済額	変更額	改配 分額	配分 済額	変更額	改配 分額		配分 済額	変更額	改配 分額
合 計										

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の状況について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の遂行状況
3. 補助対象経費の区分収支状況 （別紙）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

補 助 対 象 経 費 の 区 分 収 支 状 況

(単位：円)

区 分	補 助 対 象 経 費		
	配 分 済 額	実 績 額 (年月日～年月日)	支 出 見 込 額 (年月日～年月日)
合 計			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業が完了しましたので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の内容
 - (3) 補助事業の効果
2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内訳
 - ①第 回概算払額
 - ②第 回概算払額
4. 補助事業の収支決算
 - (1) 収入・支出の総額
 - (2) 収支明細表（別紙）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

区 分	交付決定額 及び 決算額	交 付 決 定 額					
		交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
		補助対象 経 費	補助金の額	補助対象 経 費	補助金の額	補助対象 経 費	補助金の額
合 計							

(単位：円)

区 分	決 算 額						
	収 入	支 出				差 引	備 考
	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補 助 対 象 経 費	補助率	補助金 の額	補助金 返納額	
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、水力
発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第11条第3項の規
定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の内容
 - (3) 補助事業の効果
 2. 補助金交付決定額及び交付決定年月日
 3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内 訳
 - ①第 回概算払額
 - ②第 回概算払額
 4. 補助事業の収支決算
 - (1) 収入・支出の総額
 - (2) 収支明細表（別紙）
- （注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等
支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づ
く国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算 額 区 分	交 付 決 定 額						交付決定額のうち	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額		翌年度への繰越額	
	補助対象 経 費	補助金 の 額	補助対象 経 費	補助金 の 額	補助対象 経 費	補助金 の 額	補助対象 経 費	補助金 の 額
合 計								

(単位：円)

区 分	決 算 額						備 考
	収 入	支 出				差 引	
	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象 経 費	補助率	補助金の額	補助金 返納額	
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の地位を継承し、当該補助事業を継承して実施したいので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 12 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 旧補助事業者名
2. 補助事業の地位の継承理由
3. 補助事業の名称
4. 補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
返還報告書（確定に係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 1 3 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の精算（第 回概算）払を受けたいので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称

2. 精算（概算）払請求金額 金 円

3. 請求金額の内訳（別紙）

4. 概算払を必要とする理由（概算払の場合に限る）

5. 振込先

銀行 支店 預金種別 口座番号
名義（フリガナ）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

請 求 金 額 の 内 訳

(単位：円)

区 分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日 年月日)	支出見込額 (年月日 年月日)		配分済額	前回まで の受領額	今 回 請求額
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第 13 条第 1 項による額の確定額）
3. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
5. 補助金返還相当額（4. － 3. ）

- （注） 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
返還報告書（取消しに係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、水力
発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 1 6 条第 6 項の規
定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
 - （1）返還金
 - （2）加算金
 - （3）延滞金
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
 - （1）返還金
 - （2）加算金
 - （3）延滞金

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等
支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づ
く国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）
[平成 年度]

(単位：円)

区分 財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年月日	耐 用 年 数	保管 場所	補助率	備 考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、水力
発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 20 条第 3 項の規
定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 処分しようとする財産及びその理由（注 1）

財産の名称	財 産 名 (仕 様)	数 量	処分の方法	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

- 3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）（注 2）
- 4. 処分の条件（注 2）

（注 1） 処分の方法として転用、譲渡、交換、担保に供する処分、取壊し、廃棄の別を記載する。自
己使用の場合は用途を記載する。
（注 2） 譲渡、交換、担保に供する処分の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について
記載する。自己使用の場合は不用。
（注 3） 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。
（注 4） 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等
支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づ
く国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
産業財産権届出書

下記のとおり産業財産権を取得（譲渡、実施権の設定）したので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 23 条の規定に基づき、届け出ます。

記

1. 種類（番号及び特許権等の種類）
2. 内容
3. 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）
収益状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、水力
発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付規程第 24 条の規定に基
づき、収益状況を下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の確定額及びその通知の日 金 円
平成 年 月 日付け第 号
2. 報告期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
3. 収益状況（別紙）

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等
支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基
づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団

団体名

(単位：円)

国			地方公共団体										備 考
歳出予算 科 目	交付決定 の 額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越金	うち国庫補 助金相当額	

(記載事項)

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。なお、経済産業大臣が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について、経済産業大臣の承認を要するものと規定としている場合においては、他に流用することについて承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
 2. 補助事業者の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記 1. ただし書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目を内訳として記載すること。
 3. 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
 5. 補助事業等の補助事業者の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、補助事業者の歳入の「科目」は「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。
- ※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。